

資料2 (第13条)

回答番号	委員名	対象章	改正の必要性	対象となる場所	意見
1	山本尚路		なし		第3章に関しては、特に違和感のある箇所はなかったのが率直な意見です。第16条にあるように我々委員は、本市の魅力や情報を市民に発信することや職務に必要な知識の習得やまちづくりを推進するため必要な能力の向上に努めることが責務なんだと改めて実感しました。
2					
3					
4					
5					

資料2 (第14条)

回答番号	委員名	対象章	改正の必要性	対象となる場所	意見
1					意見なし
2					
3					
4					
5					

資料2 (第15条)

回答番号	委員名	対象章	改正の必要性	対象となる場所	意見
1					意見なし
2					
3					
4					
5					

資料2（第16条）

回答番号	委員名	対象章	改正の必要性	対象となる場所	意見
1	吉田 泰啓	第3章	解説	さらに、職務に求められる知識等を自ら進んで情報収集するとともに、必要な知識や技術等を身につけ、地域活動に参加するなど、まちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組むことを述べています。	○地域活動に参加するなどありますが、積極的に地域活動に参加されていますか。 具体的な地域活動とはどのような活動に参加されていますか。 ○まちづくりに必要な能力とは、具体的にどのような能力を向上させるのですか。
2	辻本 仁士	第3章	解説	また、市長等はまちの活性化や、郷土に誇りを抱かせるために、・・・・・・・・	○誰に誇りを抱かせるのか。あまりにも上から目線なので、「市民が郷土に誇りが持てるよう、市の魅力や情報を広く発信します。」に書き換える
3					
4					
5					